

今週の専門用語



📖 不当利得返還請求権

法律上の正当な理由がないのに他人の損失によって財産などの利益を得た者に対し、損失を被った者がその利得の返還を請求できる権利のことである（民法703）。たとえば、企業が従業員に対し雇用契約書や賃金規程の定めによる給与よりも多くの給与を支給した場合には、不当利得返還請求権に基づき、企業はその従業員に対し過払い分の返還を求めることができる。なお、従業員が過払いの事実を知っていた場合には、従業員は過払いにつき利息を付けて返還しなければならない（民法704）。

📖 条約方式

BEPSプロジェクト「行動計画13」により税務当局への提出が義務付けられる移転価格に関する報告書（国別報告書）を各国税務当局と共有する方法。具体的には、企業グループの親会社に対し、（親会社の）所在国の税務当局に国別報告書の提出を義務付けた上で、当該税務当局が、企業グループが事業を行っている国の税務当局に対し、自動的情報交換により国別報告書を提供する。ただし、情報提供先の国の税務当局が高いレベルの守秘を確保していることなどが条件となる。

📖 事業者向け電気通信利用役務の提供

事業者向け電気通信利用役務の提供とは、インターネットを介した広告の配信や宿泊予約、飲食店予約サイト（事業者から掲載料等を徴収するもの）、インターネット上でゲームやソフトウェアの販売場所を提供するサービスなどが該当する。また、クラウドサービス等の電気通信利用役務の提供のうち、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を締結するもので、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなものが該当する。

10

ページ

11

ページ

12

ページ

From 編集室

◆改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの影響は大きかったようだ。6月総会では社外取締役を選任する企業が相次いでいる。監査等委員会設置会社へ移行する企業も200社に迫る勢い。社外監査役をそのまま社外取締役の監査等委員としてスライドして選任するケースも多く、制度としてはうまく機能しているようだ。◆ただ、社外取締役が実際に機能するかは未知数。数社を掛け持ちする社外取締役が目立つほか、首をかしげたくなるような経歴の社外取締役も見受けられる。形式的に人数を揃えることができたのは1つの大きな成果。今後は選任された社外取締役の働きに注目が集まる。（MIN）

週刊T&Amaster 第598号

2015年6月15日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp